

経済建設委員会会議録

令和8年6月23日（火）

（開 会） 10：00

（閉 会） 13：48

【 案 件 】

1. 議案第83号 飯塚市庄司川流域浸水対策に関する土地利用条例
2. 議案第86号 市道路線の認定
3. 議案第87号 専決処分の承認（令和8年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号））

【 報告事項 】

1. オートレースの運営状況等について（公営競技事業所）
2. 飯塚あかね工業団地（仮称）造成事業における土地造成に関する覚書の締結について（企業誘致推進課）
3. 工事請負変更契約について（農業土木課）

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。「議案第83号 飯塚市庄司川流域浸水対策に関する土地利用条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木建設課長

「議案第83号 飯塚市庄司川流域浸水対策に関する土地利用条例」について補足説明をいたします。議案書の31ページをお願いいたします。本議案は、平成30年7月豪雨にて甚大な被害が発生した遠賀川水系庄司川流域において、治水対策として国・県・市が連携し策定しました「庄司川総合内水対策計画」に基づくハード事業が完了した後に想定される浸水の高さより低い土地への住宅を建築することにより、新たな浸水被害が発生することを防止するための土地利用に関するルールとして制定するものであります。

条例の第1条では、目的として「浸水被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、住宅の浸水被害の防止に関する必要な事項を定め、市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりに寄与すること」としております。

また、第2条では住居、建築行為、建築行為届出区域についての用語の意義、第3条では市、第4条では市民及び事業者の責務、第5条では建築行為での浸水対策、第6条では対策行為内容の届出について定めております。

続きまして、資料①にて浸水対策のイメージ図をお示ししております。人の居住の用に供する家屋または家屋の部分を建築する場合に基準となる高さ以上に居室の床面を設けることとしております。

続きまして、資料②においては、当該建築行為届出区域を青色エリアにてお示ししております。主に庄司川兩岸の低地である農地となります。

なお、本条例の施行につきましては、一定の周知期間を設け、令和9年1月1日を施行日として考えております。

以上、簡単ですが、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○瀬戸委員

新築の場合は、新しく建てるから前もって分かる。高さとか造られると思うんですけど、増改築の場合は、現状ある高さで、同じ平面で増改築されると思うんですけど、そういう場合で

もかさ上げをしなくてははいけない。そういうことでしょうか。

○土木建設課長

現在の家に関しましての高さ、居住空間の敷地高に関しましては、クリアしておりますので、増改築されるときはその高さを基準に建築していただければいいという考えであります。

○瀬戸委員

今、この区域内の地図が出ましたけど、いわゆる田、農地ですね。農地において造成して建てる場合はということですか。

○土木建設課長

当然、新築される場合は、一番低い所が農地になりますので、農地の所に関しては必然的に造成をしてかさ上げして建ててもらうような形になります。

○瀬戸委員

この図面の範囲内に既存の住宅がございますよね。ここは引っかからないということですか。

○土木建設課長

区域には入りますけど、住宅がかなりの件数ありますけど、それは現時点ではクリアされてる建物になります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。この条例で想定される水位について、関連してちょっと確認したいことがありますので、お願いします。

先年、本市主催の防災リーダー養成講座において、講師を務めた本市の防災危機管理監が、遠賀川が増水してある基準を超えるときは、内水排除のためのポンプを止めて、水門を開けるんだというような説明をしたことがあります。このことについては、私も市議会でそういうことがあるのかということをつたえた経過があるわけですが、市も遠賀川河川事務所もそれを否定しているということだったんですけれども、次の養成講座において、この防災危機管理監は、遠賀川においてはその準備が整っていないということだったので、前回の発言については撤回しますというようなことを言ったんです。

その後、考えてみれば、幸袋のこの地域ですね、ちょうど今資料が出されておる水色の所と赤い線で囲んだ所ですが、ここはまるで湖のように浸水したわけです。そのエリアとの関係で、あるいはその水位との関係で、今後、遠賀川河川事務所などと本市が協議をして、この地域について、庄司川排水機場ポンプを止めて、水門を開けるというようなことが、まさかと思いますが、前提となったりしての条例提出ではないか心配するわけです。答弁してください。

○土木建設課長

今回の条例の制定に当たり、基本的に考えましたのが、国・県・市で浸水対策を考えていくということで、降雨規模において、10年確率降雨での床上浸水を解消していくということを目標にしておりますので、そういったポンプを止めるとか、そういう話は出ておりません。

○川上委員

水門を開けるということもないですね。

○土木建設課長

先ほどの答弁と繰り返しになりますけど、この対策を行う上では10年確率降雨の雨で床上浸水を解消していくということで、対策を練った中で、このエリアの特に低地だけは水がたまるような形になりますので、本条例を策定して提案しております。

○川上委員

ですから、今の答弁は、防災危機管理監が発言した表現で言えば、いざとなったらポンプを

止め、水門を開けると、そのための条件整備を前提にしているということはないという答弁で確認していいですか。

○土木建設課長

先ほども申しましたとおり、この計画を立てるときにそういう話ではなく、10年確率降雨において対策を——、（発言する者あり）そういう形で水門を開けるとか、ポンプを止めるとかいう話じゃなく、10年確率降雨において対策をするということで、今回、条例をそれに合わせて策定しております。

○川上委員

確認を求めたんだけど、それについては「そのとおりです」と答弁しないですね。

水門を開けたり、ポンプを止める。水門を開けるというのはどういうことかということ、そこに住んでる人だけの影響じゃないじゃないですか。通行してる人もいるし、旅行者もおるわけでしょ。赤ちゃんからお年寄りまで、障がいのある方もあるわけでしょ。あり得ないことなんですよね。そのように、遠賀川河川事務所も言っております。そこはあなた方が確認しておく必要があると思うんです。いずれにしても、今回の条例についてはそのようなことを前提としたものだとは答弁しないんですか。

○土木建設課長

そういうことを考慮したものではない対策になっております。

○川上委員

そこで、今回、条例制定に当たって先進事例などを調査されてると思います。説明してください。

○土木建設課長

この条例については、先進事例であります広島県三好市の「三好市住宅浸水対策に関する土地利用条例」を参考に策定しております。三好市におきましても飯塚市と同様に平成30年7月豪雨にて、畠敷・願万地地区において、内水浸水被害が発生しております。国・県・市が一体となり、各種の排水対策事業を実施してありまして、その中でのソフト対策として土地利用の規制を行うものとしており、令和3年3月に条例を制定されております。

○川上委員

この三好市の状況を見ますと、大きな河川の流れがあるわけですが、三好市の特性と比べて、飯塚市の特性を考慮したときにどういった点がポイントになるのか、お尋ねします。

○土木建設課長

三好市の条例を参考にする中で、飯塚市の特性に合わせた内容になっているのかということでは、三好市においても浸水被害の新たな発生の防止を目的として策定しておりますことから、目的が一緒であるため、飯塚市に特別な規制を組み込んだというような考え、内容は組み入れてはおりません。

なお、三好市の条例では、開発行為の規制もありましたが、飯塚市では既に飯塚市開発指導要綱を制定しておりますので、開発による雨水抑制措置について指導を行っております。ということで、飯塚市はその分に関して条例から外しております。

また、飯塚市としまして今回条例を策定する中で、高さや区域を決める際に、庄司川総合内水対策計画におけるハード対策が10年確率降雨での24時間雨量225.8ミリメートルに対応し床上浸水を解消することを目的としていることを念頭に、この条例は策定しております。

しかしながら、当該ハード対策を実施する場合であっても、今回の条例により、規制の対象となる区域ではピーク時の内水は標高約14.65メートルに達し、最大水深で2メートルから3メートルに及ぶとの解析結果も出ております。このような浸水リスクが残る区域であることを踏まえ、本条例の適用区域を設定しているところであります。

○川上委員

それでは経緯を伺います。

○土木建設課長

経緯ということですが、現在の治水対策としましては流域治水ということを基本に事業、対策が進められております。遠賀川河川事務所においても、令和3年3月に「遠賀川水系流域治水プロジェクト」を策定しており、これは河川、下水道、砂防等の管理者主体による対策から流域のあらゆる関係者が協働して取り組む治水対策へ転換したものであります。

さらに、気候変動による降雨量の増加等を踏まえ、令和5年9月には「遠賀川水系流域治水プロジェクト2.0」へと更新が図られております。

この流域治水では、河川区域だけでなく、氾濫区域を含めた流域全体を一つの単位として捉え、以下の3つの施策を柱として推進しているところです。1番目としましては、氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策。2番目の被害対象を減少させるための対策。3番目として被害の軽減、早期復旧・復興のための対策の3つの施策が挙げられております。

今回、策定する条例につきましては2番目の被害対象を減少させるための対策の一環として位置づけられるものでありまして、先ほどの答弁と重複するかと思いますが、具体的には国・県・市が実施した10年確率降雨の整備規模における農地等の低地において、現状の地盤高で住宅等を建築されることで新たな浸水被害のリスクが生じることから、建物を建築する際の土地利用に関するルールとして条例を策定したものであります。

○川上委員

このような条例を制定する場合、地元住民の方々、あるいは権利のある関係の方々の同意が前提となると思うんです。どのように説明を行い、合意形成のためにどういう努力をしたか、お尋ねします。

○土木建設課長

説明等に関しまして、地元への周知についてですが、時系列で申し上げますと、まず、令和2年3月31日に庄司川総合内水対策計画を公表しております。

令和2年11月4日から12月15日に周辺の7自治会や農区への説明会を実施しております。その後、地元のご理解とご協力を得て、事業に必要な用地を買収させていただき、ハード事業が本年3月に福岡県の河川改修が完了しております。

その後、令和7年11月28日の幸袋自治会長会の後に、庄司川河川改修促進協議会の方々に今回の土地利用規制条例の説明を行っております。

令和8年1月初旬に、関係自治会である柳橋、三軒屋、中一、津島の4自治会へ、自治会長より回覧板にて地元説明会のお知らせを行っていただいております。

令和8年1月20日に幸袋交流センターにおいて関係4自治会を対象に説明会を実施しております。

さらに、幅広い意見を求めるために、令和8年2月24日から3月13日にかけて、市民意見募集を市のホームページ、本庁舎1階情報公開コーナー及び各支所経済建設課窓口にて資料の公表を行い、実施しております。令和8年3月23日から4月30日にかけて、市民意見募集の結果を公表しております。

○川上委員

特に注目する意見がどのようなのがあって、それにどう対応したか、お尋ねします。

○土木建設課長

当初の説明会においては、区域や高さに関する意見が出されております。これにつきましては、整備目標である10年確率降雨での水位を考慮し、区域や制限高さを確定していきたいということでお話ししております。昨年度から具体的な区域や高さの説明を行っているところです。

また、意見として、今年1月の説明会の開催の案内を行った後に、電話での問合せではありますが、5件ほどあっております。内容としましては、現在住んでいる家についても何か対応する必要があるのかとの問合せがっております。その中で、現計画で設定する基準についてはクリアしているため、対応の必要はないということでお話ししております。また、建て替えなどを行う場合には、今回の基準となる高さ以上での計画が必要となることを回答しております。

また、説明会を行った際の参加者の意見として、地元の人は今回規制される特に農地については、いつも浸水しているので、家屋等を建築される人はいないのではないかという意見が出ております。その回答として、地元の方は現状をよく理解されておられると思いますが、地元以外の方が土地を購入され、何も知らずに現地の地盤高さに住居を建築されると、新たに床上浸水被害が発生することから、発生を未然に防止するために土地利用に関するルールとして、今回条例を策定しておるということを説明して理解を得ております。

○川上委員

条例施行までの期間、周知期間というのか分かりませんが、その期間設定はどのように考えておるのでしょうか。

○土木建設課長

期間につきましては、家屋の建築を行う場合には、土地の決定から家屋の設計に至るまでに、一般的ではございますが、約4か月から6か月程度の日数を要するということから、現時点で計画を行っている家屋についての手戻りが発生しないように、条例制定から施行までの期間を設けることで、その間に周知を行い、施行日の令和9年1月1日の施行に向けて計画が行えるように期間を設定しております。

○川上委員

周知方法をお尋ねします。

○土木建設課長

周知方法につきまして、制定から施行までの期間を周知期間、移行期間と位置づけておりまして、市民、事業者の皆様に対して、多角的ないろいろな方法で広報媒体を活用して、丁寧かつ計画的に周知を図っていきたいと思っております。具体的には、広報やホームページへの掲載、家屋等の建築に際し問合せが想定される部署、道路とか、水道、あとは主に農地ですね、農地転用で農業委員会とかにそういうところの窓口での案内をしていただいて、詳細な説明に対しては当該で行って、手続をして、理解を得ていってもらうような形で考えております。

○川上委員

その方法について、広島県三好市の経験、情報を取ったりしたわけですか。

○土木建設課長

その点に関しては、三好市を参考にはしておりません。

○川上委員

権利関係にある方々に、ピンポイントというのでしょうか、文書による周知文書を個別に送るといったようなことは検討したんですか。

○土木建設課長

手紙を送るということはしておりません。あとは、いろいろ県の建築確認申請の箇所とか、そういうところにお話に行って、問合せがあれば、うちのほうに紹介していただくようなお話はしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

条例の内容につきまして教えてほしいんですけど、第3条のほうで、市の責務として、「市

は、この条例の目的を達成するため、住宅の浸水被害の防止に関し必要な施策を実施するものとする。」というふうにありますけど、これは具体的にどういったものを検討されてるんでしょうか。

○土木建設課長

第3条の市の責務におきましては、住宅の浸水被害の防止に関する施策として、まずは今まで行ったハード事業を施設について、既存施設が常に良好な状態を保ち、施設の機能が十分に発揮されるような維持管理をしていくような形を考えております。

次に、ソフト対策として、対策効果を将来にわたって維持する対策と、関係機関の連携による避難、水防・復旧体制の強化。3つ目に、水防災学習の普及による水防災文化の醸成。4つ目に避難行動につながる確実かつ住民目線の分かりやすい情報の提供。この4項目を推進することにより、内水被害の軽減効果を将来にわたり維持するとともに、施設機能を超過する降雨などに対して社会全体で対応することにより、防災・減災機能の向上を図るものと考えております。

○永末委員

ハードとソフト面で多岐にわたって計画されてるということかと思うんですけど、それはそれなりに予算がかかってくることになるかと思うんですけど、そのあたりというのは、事業用の予算を確保していくというか、そういった部分のめどがあるのか。あと、そういった事業の期間な期間というのはどのぐらいの期間を想定されているのか、そういったのがもしございましたらお願いします。

○土木建設課長

予算に関しましては、通常の前算を活用しながら、問題が起きればそれに対応していくような形になると思います。期間につきましては、今、期間は設けてはおりません。

○永末委員

分かりました。あと第4条のほうでは、市民及び事業者の責務となっておりますけど、これに関しましては、先ほどの第3条とは違って、努める、努力規定といいますか、努めるものとするというふうになってますけど、これは、こういった計画を定めはしますけど、実際にそれをするかしないかは、その方その方にお任せしますというふうな感じで受け取っていいんでしょうか。

○土木建設課長

市民及び事業者の責務ということですが、本条例は、この区域に住まれる方たちの安全を守るために、住民の皆様や事業者の皆様と私たちがそれぞれ責務を果たすことにより、より安全な地域となることを目的としておりますので、この条例に関しまして罰則等は設けておりませんが、指導に従わなかった場合の対応につきましては、まずは指導に従っていただけない理由や背景を丁寧にヒアリングしながら、専門的な見地からの安全上の必要性を改めてご説明し、自主的な改善を施していきたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第83号 飯塚市庄司川流域浸水対策に関する土地利用条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第86号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めま

す。

○土木管理課長

「議案第 86 号 市道路線の認定」について、補足説明をさせていただきます。議案書 35 ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求めるため提出するものでございます。

今回認定する路線は、9 路線、延長 810.7 メートルでございます。

市道認定路線明細に記載しております一連番号 1 番、5 番、6 番、7 番の路線は寄附採納に伴う路線認定を行うものです。路線箇所は 36 ページ、39 ページ、40 ページに記載しております。

続きまして、市道認定路線明細に記載しております一連番号 2 番、3 番、4 番、8 番、9 番の路線は開発帰属に伴う路線認定を行うものです。路線箇所は、37 ページ、38 ページ、41 ページに記載しております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第 86 号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 87 号 専決処分の承認（令和 8 年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 1 号））」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○公営競技事業所副所長

「議案第 87 号 専決処分の承認」について、ご説明いたします。「専決第 11 号 令和 8 年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 1 号）」につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

「令和 8 年 5 月 31 日専決」と記載された令和 8 年度補正予算資料の 3 ページをお願いいたします。今回の補正は、令和 7 年度 小型自動車競走事業特別会計決算に伴う繰上充用金 3 億 2220 万 1 千円を計上するものでございます。これにより、歳入歳出予算の総額に 11 億 4521 万円を追加し、予算総額を 279 億 6983 万 8 千円としたところでございます。

次に、4 ページの補正予算概要書を御覧ください。表の一番上に令和 7 年度の決算状況を記載しております。令和 7 年度の単年度収支につきましては、表中の番号⑤の行にございまして、1 億 2568 万 303 円の黒字でございました。しかしながら、過年度からの累積赤字がありますことから、決算上の実質収支としては、番号③の行にございまして、2 億 3080 万 708 円の赤字となっております。

この赤字の補填等のため、表の一番下にございます前年度繰上充用金 3 億 2220 万 1 千円を計上しております。なお、その他の計上分につきましては、この繰上充用金の財源確保に伴う補正でございまして、以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

予算書6ページ、歳入なんですけれども、勝車投票券発売収入の増額補正11億4441万1千円ということなんですけど、今、説明がありましたけれども、この補正後の金額274万5128万円ということになりますけど、これは過去の予算実績との関係ではどういう数字になりますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:36

再 開 10:38

委員会を再開いたします。

○公営競技事業所副所長

包括委託を平成27年度に導入しましたので、それ以降の総売上額から申しますと、今回の補正総額の279億円という金額につきましては、令和6年度の売上額を30億円程度上回る金額になっております。

○川上委員

279億円と言われましたか。

○公営競技事業所副所長

今回の補正予算につきましては、279億6983万8千円といたしておりますので、令和7年度につきましては、まだ決算の見込みの金額になりますので、令和6年度の売上確定額と比較したところ、およそ30億円程度増加した予算額になります。

○川上委員

赤字対策のために発売を増やすという決意が現れてると思うんだけど、ギャンブル依存対策の検討は合わせてどうなってますか。

○公営競技事業所副所長

平成30年10月にギャンブル等依存症対策基本法が施行され、平成31年4月にギャンブル等依存症対策推進基本計画が国において策定されました。これを受けまして福岡県におきましても、ギャンブル等依存症の発生予防から相談、治療、回復、社会復帰まで切れ目のない支援を行うことにより、不幸な状況に陥る人がいない健全な社会の実現を目指し、令和2年11月に福岡県ギャンブル等依存症対策推進計画が策定されております。この中で、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発や、射幸心をあおらない広告・宣伝の徹底などが盛り込まれ、支援や相談窓口の設置を行っているところです。飯塚オートレース場につきましても、同様に相談窓口を設けまして、対策に取り組んでいる次第であります。

○川上委員

飯塚オートとして、独自にしていることは、相談窓口を設置しているということだけかなと聞きましたけど、そういう感じですか。

○公営競技事業所副所長

飯塚オートレース場としましては、福岡県ギャンブル等依存症対策連絡会議の決定事項をから、周知される広告物等を掲示し、相談窓口を設け、さらには業界全体としてギャンブル依存症の対策に取り組んでいる次第です。

○川上委員

広告物が来た物は貼り出していると。どこに貼り出してるんですか。

○公営競技事業所副所長

場内の掲示板及び場内のオッズモニター等々に表示しております。

○川上委員

市内の公共施設とかには掲示してないんですか。

○公営競技事業所副所長

ギャンブル等依存症の個別ポスターにつきましては場内のほうに掲示しておりますが、基本的に飯塚オートレース場で作成するポスターにはギャンブル等依存症対策の文言を掲載して掲示しておりますので、本庁舎及び支所等に飯塚オートレース場のポスターを掲示した際には、その文言が記載されているということです。

○川上委員

そうすると、飯塚オートの宣伝のポスターには必ずギャンブル依存防止・抑制のための文言が入っているということですか。

○公営競技事業所副所長

そのようになっております。

○川上委員

先ほど相談窓口と言われましたね。それはどこにあるんですか。

○公営競技事業所副所長

正門を入りまして総合案内がございますので、そちらのほうに設けております。

○川上委員

自分に依存症の心配があるという方はオートレース場に行かないといけないわけですか、相談のために。

○公営競技事業所副所長

オートレースのオフィシャルサイトに、ホームページですけれども、そちらのほうに相談ができるようなメールアドレス、電話番号とお問合せフォームというのがございます。

○川上委員

リアルで対応してもらおうとした場合は、オートレース場に行かないといけないということですか。そういうことでしょ、今のお話だと。自分はギャンブル依存になってるかもしれないというときは、レースの音が聞こえる所に行かないといけないという仕組みになってるわけですか。ちょっと確認してください。

○公営競技事業所副所長

先ほど申しましたオフィシャルのホームページのほうには、セルフチェックと言いまして、ギャンブル依存症の早期発見、早期予防につなげるための簡易的な診断ツールが用意されておりますので、そちらのほうでご本人様がチェックをできるような仕組みになっております。

○川上委員

私が質問したのは、リアルのことを言ってるんですよ。

○委員長

川上委員、議案からかなり外れてますんで、そのあたり精査して質問してください。

○川上委員

さっきの質問の答弁をしてください。

○公営競技事業所副所長

飯塚オートレース場本場での相談窓口はそちらのほうになりますので、ご本人様が来られて、相談を受けるという形になろうかと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

今回、繰上充用金に関するものかと思うんですけど、その際に、決算の関係のほうもちょっとおっしゃられてましたけど、単年度ではもう黒字化してるというふうなことを言われてましたけど、これは実際、累積赤字が解消する見込み、大体何年度ぐらいに解消できるというふうな見込みを持たれてるんでしょうか。

○公営競技事業所副所長

ただいま包括的民間委託を令和１１年度まで入れておりますので、令和１１年度までには累積の赤字を解消したいとは考えております。

○永末委員

どういう計算で令和１１年というふうな計算を出されているのでしょうか。

○公営競技事業所副所長

計算等ではございません。包括委託を入れておりますので、そちらの期間内に解消、終えたいということで考えている次第です。

○永末委員

今の数字の状況を見てますと、もう少し早めに累積赤字が解消されるんじゃないかなろうかというふうに見えるんですけど、正確な、いついつまでというのはなかなか言いにくいでしょうけど、できるだけ早く解消していただきますように要望させていただきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は「議案第８７号 専決処分の承認（令和８年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第１号））」に反対の立場で討論を行います。

詳しくは本会議で述べますけれども、幾つかのテーマは述べておきたいと思います。

オートレース会計の累積赤字の解消を短期日のうちに行うということはどういうことかというのと、集中的にネット、あるいは若い世代にギャンブルを広げていくと。比較的短い期間に、集中的に、広範囲にというようなことになってきているのではないかと思うわけです。この点で今の社会の流れと、矛盾があるのではないかと思うんです。

その方向の仕組みとして、以下のようなことが長年続いているわけです。公営ギャンブルなのに、民間会社に包括的に一括して事業を委託する。そのために、この民間会社は勝車投票券の発売が伸びれば伸びるほど利益が増えるということなんです。その一方で、若い世代を苦しめることにつながるギャンブル依存症に対する警戒は非常に曖昧というか、不十分という状況がもうこのところずっと続いていると思うんですよ。その点でいえば、無警戒というか、警戒心が薄い上で、このような勝車投票券を大幅に伸ばしていくという決意だけが先行する補正予算は認めがたい。

以上で討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はございませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第８７号 専決処分の承認（令和８年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第１号））」について、承認することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、承認すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 １０：５５

再 開 １１：０３

委員会を再開いたします。

川上委員から「筑穂元吉における地域密着型通所介護施設（デイケア施設）の開発行為について」、所管事務調査をしたい旨の申出がっております。川上委員、その具体的な内容の説

明をお願いいたします。川上委員に発言を許します。

○川上委員

この開発行為については、飯塚市長宛てに開発行為の許可通知書が令和元年6月27日付で福岡県建築都市部長、都市計画課から発出されていますが、許可後545日間とした工事期間を超えて、なお、工事完了の見通しが示されないままであり、用地造成工事の実情は都市計画法の目的、第1条に沿っているとは言いがたく、国、地方公共団体及び住民の責務、第3条により、本市が適切な遂行に努めているか調査の必要があるためであります。よろしく願います。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「筑穂元吉における地域密着型通所介護施設（デイケア施設）の開発行為について」、所管事務調査を行うことに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「筑穂元吉における地域密着型通所介護施設（デイケア施設）の開発行為について」を議題といたします。川上委員に質疑を許します。

○川上委員

まず、資料の提出を執行部をお願いしたいと思います。

1つは目は都市計画法の抜粋です。第1条から第4条、第29条から第33条、第35条から第36条、第81条から第98条。

2つ目は開発行為の許可通知書。

3つ目は開発行為の許可及び完了までの流れの分かるもの。

4つ目は今回の開発行為に関わる上記のもの。

5つ目は福岡県に関わって計画変更に関する資料。

6つ目は経営開発行為者に対する飯塚市長の2020年10月30日の申入れ。

以上6点、提出をお願いしたいと思います。委員長において取り計らいをお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねします。ただいま川上委員から要求があります資料は提出できますか。

○都市計画課長

提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

サイドボックスに資料を掲載したそうですので、確認してください。

○川上委員

それでは、資料を頂きましたので説明をお願いしたいと思います。

○都市計画課長

要求のありました資料につきまして説明させていただきます。

1点目につきましては、「都市計画法の抜粋」というタイトルの資料を御覧ください。この資料は、当該開発行為に係ると考えられる都市計画法の条文を抜粋したことになります。

次に、「都市計画法に基づく開発行為フロー」というタイトルの資料を御覧ください。この資料は、開発区域3千平方メートル以上のいわゆる県開発の流れをまとめたものです。資料左、四角囲みの青色着色部分が市、黄色着色部分が県の取り扱う事業を示しております。

次に、「筑穂元吉開発行為経過」というタイトルの資料を御覧ください。この資料は、当該

開発における主な事項の経過をまとめたものです。

次に、「開発行為許可通知書」というタイトルの資料を御覧ください。この資料につきましては、福岡県建築都市部から飯塚市長宛てに、令和元年6月27日付で発出された開発行為の許可通知書となります。

次に、「開発行為許可申請書」というタイトルの資料を御覧ください。開発行為に当たって、事業者は本市を通じて福岡県知事宛てに開発行為許可申請書を提出いたします。この資料は平成31年3月6日届出の許可申請書の本市控えです。なお、届出日付につきましては都市計画課における文書受付の日付となっております。

次に、「開発行為変更届出書」というタイトルの資料を御覧ください。開発行為の変更に当たっては、事業者は本市を通じて福岡県知事宛てに開発行為変更届出書を提出いたします。この資料は開発行為許可後に提出された開発行為変更届出書の本市控えとなり、全部で11件の変更があります。

最後に、「申入れ文書」というタイトルの資料を御覧ください。この資料は、令和2年10月30日付で有限会社中尾建設に対して発出した「筑穂元吉地区における開発許可に基づく事業について（申入れ）」という文章となっております。

○川上委員

それでは頂きました都市計画法抜粋のうち、11ページに監督処分等、第81条があります。その第1項に1、2、3、4とありますので説明していただけますか。

○都市計画課長

都市計画法第81条について説明させていただきます。監督処分等ということになっております。

第81条 国土交通大臣、都道府県知事または市町村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によってした許可、認可もしくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、もしくは新たに条件を付し、または工事その他の行為の停止を命じ、もしくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物もしくは物件の改築、移転もしくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

1 この法律もしくはこの法律に基づく命令の規定もしくはこれらの規定に基づく処分に違反したものまたは当該違反の事実を知って、当該違反に係る土地もしくは工作物等を譲り受け、もしくは賃貸借その他により当該違反に係る土地もしくは工作物等を使用する権利を取得した者。

2 この法律もしくはこの法律に基づく命令の規定もしくはこれらの規定に基づく処分に違反した工事の注文主もしくは請負人または請負契約によらないで自らその工事をしている者もしくはした者。

3 この法律の規定による許可、認可または承認に付した条件に違反している者。

4 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、認可または承認を受けた者。

○川上委員

続いて12ページに、立入検査、第82条があります。説明、紹介をお願いします。

○委員長

川上委員、大体もうこれは毎回ずっとやってきているんですよね。先日、懇談会で話したように、飯塚市としては許可権がないものですから、これをここで深く掘り下げるよりも、この間、懇談会で話したような形のものに持っていくための準備ということで、ある程度まではいいですけど、これをずっと深く下げていくと、幾ら許可権のないところで協議をしても一緒ですから、そのあたりを十分加味して質問してください。

○都市計画課長

第82条の立入検査になります。

国土交通大臣、都道府県知事もしくは市町村長またはその命を命じた者もしくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地もしくは当該土地にある物件または当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解していけない。

○川上委員

要求資料の4に開発行為の許可通知書がありますね。それで、頂いておりますが、この中で2番に開発許可の条件の記載があります。紹介して説明してください。

○都市計画課長

開発許可通知書の2番、開発許可の条件についてご説明いたします。

工事施工に当たっては、設計どおりの構造物の必要地耐力があることを確認すること。ただし、地耐力が不足する場合は、工事管理者と協議の上、必要な処置を講ずること。

盛土工事については、30センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、その層を盛るごとに締め固めること。また、その工程及び施工機械の写真を完了時に提出すること。

○川上委員

これが開発許可に当たっての県知事が示した許可条件ですよ。これに違反すると、先ほど紹介のあった第81条、前提となる第82条のということになるわけですがけれども、この許可通知書の中に留意事項、さらに備考というのがあります。これは都市計画法第81条がいうところの条件の中に入るんでしょうか。

○都市計画課長

許可条件というよりはこの許可をするための留意事項と備考として付け加えられているものと考えます。

○川上委員

そうすると、第81条第1項第3号のいう許可、認可または承認に付した条件というのは、この開発許可の条件の2項目だけという理解でいいですか。

○都市計画課長

あくまでも許可の条件としては、ただいま申しました2項目になるかと思います。

○川上委員

そうしますと、盛土工事については30センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、その層を盛るごとに締め固めること。また、その工程及び施工機械の写真を完了時に提出すること。これは完了時と書いてますけど、最初のところに、現実が合致してるかどうかというチェックが必要なところだと思います。それから、第81条第1項第4号、詐欺及び不正な手段により、この法律の規定による許可、認可または承認を受けた者とありますが、これはどういったことが考えられますか。

○都市計画課長

記載事項による虚偽の記載等があった場合と考えます。

○川上委員

添付資料の中で、資格を偽ったりした場合というのは第4号に該当するんですか。

○都市計画課長

今回の開発行為の規模ですけど、1ヘクタール未満となっておりますので、設計とかそういう条件には該当しないと考えております。

○川上委員

よく分かりません。後でまた確認しましょう。

要求資料の2、カラーで出ております。開発行為フローですけれども、これを説明してもらっていいですか。

○都市計画課長

この資料につきましては、資料左四角囲みの青色部分が市、黄色囲い部分が県の取り扱う事務となっております。開発行為を行う事業者は開発法令による申請届出を行う前に、市へ公共・公益的施設の基本的計画及び維持管理等について事前協議を行います。

市は開発事前審査会を開催し、その結果を受けて、事業者は都市計画法第29条に関わる開発許可申請書を作成し、市へ提出いたします。

市は関係部署等に同意の照会を行い、意見書をつけて福岡県のほうへ進達いたします。

その後、事業者は開発許可申請書を県に提出し、審査を経て、開発行為が許可されます。

その後、工事着手届の提出、工事が終われば完了届を提出し、県の現地完了検査の後、完了公告をもって完結という流れになります。

○川上委員

そこで、要求資料の5番に調査副申書というのがありますね。右側に書いてありますでしょう。左側は開発行為許可申請書、右側は市長が県に出す、当時片峯市長ですけども、調査副申書というのがあるんです。それで、先ほどの開発行為フローとの関係でいえば、この副申書を出す前に一番にしなければならないものがありますでしょう。これは1番って書いてある。開発行為フローに戻ってもらって、「1. 現地調査（※周辺住民との調整及び居住環境の確保）及び測量（道路・水路・民々境界確定）など」と書いてますね。この副申を2019年3月18日に出していくんだけど、その前に、周辺住民との調整及び居住環境の確保というのは誰がする仕事ですか。

○都市計画課長

事業者となります。

○川上委員

この事業者がこれを行ったことについては、市はどのように確認するわけですか。

○都市計画課長

市の行う事前審査会の場で調整することになります。

○川上委員

それは審査会で事業者が発言するという意味ですか。資料を提出するんですか。

○都市計画課長

発言する場が主になりますけど、資料を提出する場合もあるかと思います。

○川上委員

今回の場合はどうだったんですか。

○都市計画課長

何もありませんでした。資料の提出はありませんでした。

○川上委員

発言内容は。

○都市計画課長

おのおのの案件につきましては関係する部署で対応していると思います。

○川上委員

意味が分かりません。

発言の記録がないんですかあるんですか。

○委員長

川上委員、恐らくこの開発申請をするとき、設計コンサルタントか設計事務所が全部資料を持って各部署に申請を持ち回るから、会話の記録とかそういうのはまずないと思う。

○都市計画課長

そのような記録としてはございません。

○川上委員

開発事前審査会があるでしょう。そこでの発言の記録はないんですね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:27

再 開 11:34

委員会を再開いたします。

○都市計画課長

先ほど申しました事前審査会の記録としてはございません。

○川上委員

そこで、要求資料の5、開発行為許可申請書が先ほどありましたでしょう。その次に添付資料があります。右の下の方にページ数が3と打ってあるでしょう。ここに図面の作業機関と書いて、名前が書いてありますよね。ここに「測量士」と書いてあるでしょう。ほかのところには測量士という肩書はないんですよ。測量士であることについては、飯塚市としては確認しているんですか。

○都市計画課長

確認しておりません。

○川上委員

確認していないと。

次に、進達をする前に、現地確認は市としてはしたんですか。

○都市計画課長

審査会前に関係部署において確認をしております。

○川上委員

面積はどのように確認しましたか。

○都市計画課長

求積図にて確認しております。

○川上委員

それは事業者が提出したものですか。飯塚市の独自のものですか。

○都市計画課長

事業者提出の資料になります。

○川上委員

どうやって確認するんですか。足し算しただけですか。

○都市計画課長

添付されておりますに求積図によって確認しております。

○川上委員

そういうチェックの仕方が普通なんですか。事業者が出しました。その面積は間違いはないかどうかというのは、市は独自に測量したりとかはないんですか。

○都市計画課長

市のほうで実測するというようなことはございません。

○川上委員

そこで、市の進達文書には、予定建築物等の用途、デイクア施設用地造成と書いてますね。このデイクア施設用地造成なんですけど、デイクア施設とはどういうものですか。

○都市計画課長

デイクア施設とは、正式には通所リハビリテーション施設といい、日帰りで医師の指示の下、リハビリ専門職による機能訓練を受けられる施設で、指定は県が行うものと伺っております。

○川上委員

進達はデイクア施設と書いてあるんですよ。要求資料の4に県知事の許可書が出てるでしょう。これには、そう書いてないんですよ。見られたら分かっており「地域密着型通所介護施設（デイクア施設）」となっておるんですよ。進達したのはデイクア施設、知事の許可は違う表現になってるでしょう。これはどういう事情ですか。

○都市計画課長

都市計画法の開発におきましては、予定建築物に対する造成や構造物の検査を行うこととなっております。その後、事業者が建築物を建てますが、このように異なる種類のもので、どちらを建てるかというのは、市といたしましては把握できておりません。

○川上委員

これは、地域密着型通所介護施設とデイクア施設は別物なんですよ。県指定、市指定。なのに、市は市指定のものとして進達してるでしょう。県は県指定のものとして、デイクアが県指定です。間違えました。デイクアは県指定なんです。地域密着型は、市指定のものを知事の許可をつけてきている。あなた方が進達したものと違うものを書いている唯一の例です、これは。

それから、盛土の件です。最大盛土7.7メートルと。最大7.7メートルとなっているでしょう。30センチメートルずつ積んで締め固めていくということなんだけど、今はそうなるんですか。30センチメートルずつ締め固めていく。そして、最大7.7メートルくらいになっているんですか。どう考えてますか。どう確認していますか。

○都市計画課長

市としては確認しておりません。

○川上委員

ということは、30センチメートルずつの厚さで締め固めて、さらに積んでというふうになっていることは、確認していないということなんですね。

○都市計画課長

そのとおりでございます。

○川上委員

それで、高さについては最大7.7メートルなんだけど、これはどういう意味なんですか。最終的に7.7メートルになったらよいということなんですか。

○都市計画課長

最終的な検査時において、7.7メートル、地盤高からということになります。

○川上委員

ですから、30センチメートルずつ積み上げていって、締め固めていって、7.7メートルに最終的になればよいということなんでしょう。

○都市計画課長

そのとおりでございます。

○川上委員

現状は、委員会として、この間、飯塚あかね工業団地の視察に行きましたが、あそこから見えるわけですよ、県道を挟んで。ぼーんと屹立してるじゃないですか。あれは20メートルをはるかに超えてますよね、しかも不安定に。ですから、これが第81条の違反に、第1項第

3号違反にもなってるんじゃないかということなんです。その場合は、飯塚市は県知事に対してその事情を伝えて、新たな指導のことについて協議する責務があるのではないかと思うわけです。

それから、先ほど開発面積8253.3平方メートルということだったんだけど、このうち農地が半分近くありますね。農地面積はいくつになってますか。

○都市計画課長

農地としては4096.05平方メートルと記載があります。

○川上委員

これは進達文書によれば、農地法手続ありと書いてますね。これは確認したんですか、都市計画課が進達する前に。

○都市計画課長

この記載につきましては事業者の記載誤りかと思われます。本市としましては、調査副申書の意見の中で、農業委員会において当該開発区域内に農地はないという旨の意見を受けております。

○川上委員

誤りなんですか。事業者の記載ミス。

○都市計画課長

農地はございませんので、そういうことになるかと思えます。

○川上委員

でも、これは事業者の印鑑を打って、あなた方が県にこれを進達した文書なんでしょう。違うんですか。

○都市計画課長

その中で農業委員会のほうが意見をつけたということです。

○川上委員

これは県知事、県の都市計画課に届いた文書なんでしょう。違うんですか。

○都市計画課長

そのとおりでございます。

○川上委員

出す前に誤りが分かった。出した後に誤りが分かった。どちらですか。

○都市計画課長

農業委員会のほうから先に指摘を受けていますので、出す前ということになります。

○川上委員

出す前に分かっていた。そうしたら、この事業者は福岡県に対して虚偽の申請をしたということになりませんか。

○委員長

川上委員、もう嚴重に注意して、あとの話は懇談会で話したような形のものに持っていきますんで、もう本人たちは十分反省していると思いますよ。

○都市計画課長

農業委員会の意見として、開発区域に農地が存在しないため、当委員会としては支障ありませんという回答を頂いております。

○委員長

だから、執行部もお互いに、農業委員会とか、あっちこっち振って、なすり合いしないほうがいいよ。あなたたちはもう印鑑を押しているわけだから。許可権はないけど、あなたたちもそれを認めて、変更の更新をして、申請が出たときに印鑑を押しているわけだから、その点については責任もあるわけです。ただ、許可権がないというだけであって。だから十分反省し

てください。

○川上委員

農業委員会から指摘を受けたあなた方は、事業者に訂正とかそういうことを言っていますよね。ちょっと確認してください。

○都市計画課長

副申の総合意見として、本市としては市の関係各課の意見を厳守の上、開発行為を行うことという意見を付して進達しております。

○川上委員

あなた方が事業者にうちの農業委員会はこう言ってますというふうに言ったかどうかとも分からないということでしょう、今の答弁の仕方は。すると、この事業者は今の段階で、飯塚市の了承の上で詐欺及び不正の手段によって許可・認可を受けたという第81条第1項第4号に該当してしまう危険性が今あると思うんですね。

それで、この間、開発行為の許可通知書については同年、2019年6月27日に出ているんだけど、このときに、地元自治会から福岡県及び飯塚市に対しては申入れがあつてますでしょう。それを確認してますか。

○都市計画課長

確認をしておりません。

○川上委員

地元自治会がどれだけ必死になってこのことについて指摘をしたか、隣の野見山産業の区域も含めて。

それで、先ほど休憩中に出ましたけれど、令和2年10月30日付の片峯市長の中尾建設宛での申入れ、内容はもう資料に出ています、その事情を聞かしてください。どういう事情でこれを出したのか。何の権限があつたのか。

○都市計画課長

法的根拠に基づくものではございませんが、検討を行った4回ほどの立入り調査や地元からのお話をお聞きする中で、事業者に対する申入れを行うという判断に至ったものでございます。

○川上委員

これはかなり重要なものだと思うんだけど、この時点で開発許可条件違反が十分に疑われた。指導しているけれども、県と一緒に往々行くわけですから、県の指導にも従っていないということが続いたので、片峯市長が都市計画法第1条の目的の精神でこれを出したわけでしょう。法的根拠がないとか、そんなことないんですよ。都市計画法の目的、第1条に記載があり、第3条で地方公共団体の責務が書いてあるわけですから、あるわけですよ。

それで、これに対して中尾建設は何という返事をしてきたんですか。

○都市計画課長

特段、反応等はございませんでした。

○川上委員

これは手渡ししたんじゃないんですか。

○都市計画課長

郵送において行っております。

○川上委員

そうしたら、今の答弁は飯塚市は郵送で送って申入れしたけれども、追いかけて話をしていないということですか。

○都市計画課長

郵送にて行っておりますが、その後の反応については把握していないということです。

○川上委員

その時しっかりした仕事をしておけばよかったですね、今の状況を考えてみたら。このとき既に許可条件違反を福岡県も飯塚市も十分に認識しておったし、そのために指導したということの証しなんですよ。

それで、高さのことについては先ほども聞きました。もう許可条件違反間違いなしという状態は今も続いているわけだよね、高さにおいても、手法においても、組み方においても。もう一つの問題は、許可区域を越境しているんじゃないかということなんです。中尾建設に持ち込まれた土砂は、高さにおいてあのありさまだけど、開発許可区域を越えていっていますよね。それを確認していますか。

○都市計画課長

本市としては確認しておりません。

○川上委員

何と言ったんですか。本市としては確認していないと言ったんですか。

○都市計画課長

そのとおりです。

○川上委員

確認すればいいんじゃないですか。行けばいい。すぐ確認できるでしょう。もしくは、福岡県飯塚農林事務所に行けば、越境対策を、今、向こうはやってるじゃないですか。うちに入ってきているので、境界を明らかにしてくださいと。土砂を除いて境界が見えるようにしてくださいと言っているじゃないですか。それを今も確認していないということなんですか。

○委員長

○都市計画課長

その辺は把握しておりません。

○川上委員

最後に言おうかと思ったけど、今言いましょう。やっぱり経済建設委員会と執行部と連合して、現地を見に行きましょうよ。行けばすぐ分かることですよ。

それで、そもそもなぜ最大7.7メートルなのに、3倍ぐらいになっているのか。今日も入って行っているんですよ、土砂。それから、開発許可区域をオーバーして、要するに広がっていったと。なぜ、こんなことになるかという、土砂が多いからでしょう。もともと中尾建設の用地造成工事で受け入れることのできる土砂量はどのくらいなんですか。

○都市計画課長

その辺はちょっと把握しておりません。

○川上委員

把握できるんですか、都市計画課の仕事の範囲で。

○都市計画課長

現在、把握しておりません。

○川上委員

そういうのが分からなくて、進達するわけですね。

しかし、明らかに、今、あの高さと、越境しているというのを考えれば、もうキャパは超えているでしょう。キャパというか、必要量は。10倍ぐらい超えているんじゃないですか。今もなおかつ入っているわけでしょう。

それで、中尾建設に土砂を入れる手順というか、手続はどうなるんですか。

○都市計画課長

その辺は市として把握しておりません。

○川上委員

飯塚市は筑穂の中畑ため池しゅんせつで生じた建設発生土を持ち込んだことがあるでしょう、

駄目だって聞いているのに。持ち込んだんですよ。そのときに、中尾建設は土砂受入れ承諾書として出しているんですよ。都市計画課はそんなことは所管外なんですか。

○都市計画課長

そのようなことは把握しておりません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:00

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

○川上委員

午前中、中尾建設の開発許可区域への土砂の搬入について、手続がどういうふうになっているのか、お尋ねしたところ、よく分からないということでしたけども、その答弁を確認しているですか。

○都市計画課長

その件につきましては搬入する事業者の手続になりますので、その辺については分かりません。

○川上委員

飯塚市の公共工事で発生した建設発生土を持ち込んだこともあるんですけども、中尾建設が受入れ承諾書というのを業者に出して、初めてそれは用地造成用の土砂として受け入れますということで法的な手続が成立すると思うわけですよ。ところが、2月11日に博多湾アイランドシティにおける福岡市の公共工事の土砂の件ですけども、福岡市から仕事を受けた会社、また、その下請の会社は隣の既に土砂搬入中止命令のかかった区域、また、土砂処分地としては昨年10月31日付を限りに許可期限が切れていた区域に、既に手に入れていたチケットがあるからという理由で、野見山産業の区域に持ち込んだというふうに業者は福岡市に言い、福岡市は県に説明したわけです。ところが、県が福岡市と一緒に現地を確認したところ、そこは、今、問題にしている中尾建設の用地造成区域であったというわけですけども、この経過については確認していますか。

○都市計画課長

その件につきましては確認をしておりません。

○川上委員

確認していませんというふうに言ったんですか。

○都市計画課長

確認しておりません。

○川上委員

繰り返し情報提供し、本会議でも質疑しておるんだけど、確認していないというのは、なぜ確認していないんですか。

○都市計画課長

都市計画の開発行為としての確認は行っておりませんが、環境整備課のほうで隣の区域については確認をしているということです。

○川上委員

野見山産業の区域に持ち込もうとしました。結果として、どうも測って見たら中尾建設の開発区域のようです。間違いありませんと言っていましたけど。私の見解はもう境界を越えて野見山産業の区域に行っていると思いますが、皆さんが中尾建設の降ろしておるというふうに彼らが言っているのを確認すれば、これは中尾建設が受入れ承諾書を出しているはずがないので、不法投棄に当たるんじゃないかということを聞きたいわけですよ。その場合は不法投棄

になるんじゃないんですか。

○都市計画課長

中尾建設の都市計画の開発区域であれば問題はないと認識しております。

○川上委員

それはおかしいんじゃないですか。用地造成に関わる土砂搬入の手続がどうなっているかわかりませんという答弁でしょう。降ろした所が中尾建設であれば、何の問題もないとかいうわけにはいかないんじゃないですか。ルールから外れている可能性があるわけでしょう。あなた方はルールそのものを知らないわけですから。目隠し状態で何の問題もありませんというのを言うのは、市の事務のありようとしてはどうですか。判断のありようとしてはおかしくないですか。

○都市計画課長

市としては、どこかに降ろしたのかもしれませんが、都市計画の開発区域内に降ろしたのであれば問題ないという見解です。

○川上委員

複雑な答弁をしましたね。市としては確認していない。しかし、中尾建設に降ろしておるのであれば何の問題もないという言い方だけど、何の問題もないですか。先ほどから言っているじゃないですか。造成区域への土砂の搬入についてはルールがあって、そのルールをあなた方が知らないわけでしょう。そのルールどおりでなかった場合は、何の法的な根拠もなく土砂を持って来たと。お隣に持って行こうと思ったのに、そこに落としてしまいましたというわけでしょう。中尾建設も知らなかったんじゃないんですか。その分については不法投棄じゃないかと。だから、福岡市は大慌てで48台分、全量撤去したんじゃないんですか。不法投棄だから、その疑いがあるから、福岡市は慌てて大急ぎで48台全部撤去したんじゃないんですか。確認できていないんですか。

○都市計画課長

福岡市の発注分の工事につきましては、もともと土砂捨て場としての計画ではない所に持って来たもので、それを撤去したということになっております。

○川上委員

そのとおりですよ。計画にない所に、当事者の知らないうちに、土砂を捨てたら、それは不法投棄でしょう。そういうことを言っているわけですよ。

それで、ちょっと考えてもらいたいんですけど、この開発工事フローにある流れに沿って、飯塚市都市計画課は、都市建設部でもいいんだけど、きちんとこれに沿った仕事をしてきたかという、まず、開発事前審査会の会議録がないと言ったでしょう。そして、この過程で農業委員会から指摘をしていることがあるのにそれを事業者と共有せずに、申請者と共有せずに、事実と違う、異なる状態のまま進達した。副申書を作成して送ったと、県知事に。それから、もう一つは、デイサービス施設とあなた方は記載したのに、福岡県からの許可書にはそれと違う記載が書いてあるわけですよ。福岡県はこの情報をどこで仕入れて、飯塚市長が進達していない文言を書き込んで許可したのか疑問に思うでしょう。そのように相当な瑕疵がある状態で市の事務を行われて進達に及んだと。

実はこの過程において、地元の自治会、周辺の住民の皆さんからはこの問題について、相当、要求とか指摘とかあった。それも手元がないというようなことを言っていますよね。そのようにしてスタートした用地造成工事なんだけど、既に、2020年のコロナの年ですよ、2020年10月30日の段階で、先ほど紹介があったような、当時市長、片峯市長名の申入れをすることになったわけでしょう。これはどう読んでも許可条件違反であるということを指摘しているわけじゃないですか。そのとき何メートルだったんですか高さが。そのときの状況の写真を見たら、12メートルぐらいしかないですよ。「しか」というのはおかしいですけど。

それでも5メートルぐらい超えているんだけど。今はその2倍以上になっているんじゃないですか。

ですから、きちんとしたそのときの申入れは大事だったと思うんだけど、そのあと、それに基づく指導がされないままあのように大きく、高くなり、そして、中止命令区域にまで広がっていったというありさま。これは市の事務が許可前において、許可後において、適正に行われなかった結果として、これは起こったのではないかと。そのために、周辺の住民の皆さんは様々な生活環境の悪化、災害の発生の不安におびえることになっていったということからいえば、執行部は経済建設委員会と一緒に現地調査、1つは、市のチェックに瑕疵がないかどうかを確認する。2つは、開発行為が許可条件のとおりに行われていないのではないかと。3つ目は、都市計画法第81条、監督処分等に該当する事態にないか。そのために、第4に、都市計画法が求める公共の福祉に資するという状態になっていないのではないかとというようなことを調査する必要があるんじゃないかと思うんです。それにおいては、必要に応じて、委員会で諮っていただきたいと思いますが、現地、内部、それから周辺とともに、福岡県のことについても調査する必要があるんじゃないかというふうに思います。経済建設委員会で検討して、ぜひ検討していただきたいと思うんですけど、許斐副市長、協力する意思があるかないか、ちょっと確認します。

○都市建設部長

今、川上委員のほうから質問等がっております、今、事業の長期化であったり、災害のリスク、それから、計画地盤から高くなっている状況につきましては、市も重々にそこは承知しております。住民の皆様のご不安というか、お声も頂いておりますので、許可権者が県というふうなところでございますけども、そういった現地調査であったりという部分、それと市のチェックの部分、それと法的な整理というところも含めまして、県と連携し、そして、市のほうもしっかりそこを対応していきたいというふうに考えております。

○川上委員

それは経済建設委員会の調査行為に協力するということなんですか。

○都市建設部長

やはり、委員会というのは住民の負託を受けた議員の皆さんの声ですので、それは住民の声というふうなところで、我々も深く重く受けております。事業活動は県許可の範疇ですので、やはり、その許可権者の県の意見も聞く必要があるかと思っております。ただ、委員がおっしゃられるような協力というのはやっていくというふうに思っております。

○川上委員

私はこの問題が深く深刻に進行している間に、国は建設発生土対応マニュアルをつくり、そして、全国の様々な事態、とりわけ熱海の土石流災害のことなども踏まえて、盛土規制法を制定させて、それに基づいて指導してきているわけでしょう。そういう状況の中でこの事態が進行していることについて、我々は深い危惧を覚えざるを得ないですよ。それで、あまり時間をかけてやるようなことじゃないと思う。直ちに委員会としても行動するようにお願いしたいと思うんですけど、その際は、市として、執行部として、必ず協力するように最後に求めて、質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

関連ですけど、川上議員の指摘は、開発のどの部分が違反してるのかということを調査してくれということだと思うんですね。だから、高さの問題、面積の問題、それが当初の計画から逸脱してるかしてないか。まず、担当部署できちんと調査して、それを委員会に報告してもらうように要望したいと思いますが、それはできますか。

○都市計画課長

その辺はしっかりと精査していきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については、調査終了とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から3件について、報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「オートレースの運営状況等について」、報告を求めます。

○公営競技事業所副所長

オートレースの運営状況等についてご報告いたします。資料1ページの「令和6年度・7年度売上額及び入場者比較表(全体)」をお願いいたします。

まず、売上額でございますが、一番左列の7年度実績Aの合計欄を御覧ください。開催日数166日、売上額298億3828万400円、1日平均の売上額は1億7974万8600円でございます。なお、4月及び5月はメインスタンド工事のため開催の実績がないことから、売上額は0円でございます。6年度との比較につきましては、中ほどのC欄に記載のとおり、合計では49億3909万7400円の増、1日平均では2975万3600円の増でございます。

次に、入場者数につきましては、表の右側、7年度実績Dの合計欄を御覧ください。入場者数8万1336人、1日平均1056人でございます。なお、2月はミッドナイト開催のみでございましたので入場者数は0人でございます。また、売上額でもご説明いたしましたとおり、4月及び5月は開催がございませんでしたので0人でございます。6年度との比較につきましては、F欄に記載のとおり、合計では3195人の減、1日平均では27人の減でございます。内訳としまして2ページ目に通常開催分、3ページ目にミッドナイト開催分を添付させていただいております。

3ページの「令和6年度・7年度売上額及び入場者比較表(ミッドナイト開催)」をお願いいたします。6年度との比較につきましては、中ほどのC欄に記載のとおり、合計では35億7342万7600円の増、1日平均では3848万9600円の増でございます。例年同様に、ミッドナイト開催の売上好調が全体の売上の増加に繋がっております。

以上、簡単ではございますが、「オートレースの運営状況等について」の報告とさせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

これは令和6年と7年を比較して、開催日数は166日で変わりませんよね。それで、入場者数が3195人減少し、その一方で、売上げが30億3668万円増えていきますよね。これをどう評価していますか。入場者は減ったけど、3200人ほど減ったけど、売上げは30億円増えた。ネットということも含めてあるのかと思いますけど、そのところをどう考えていますか。

○公営競技事業所副所長

本場開催の売上額で申しますと、令和6年度と令和7年度比では104.5%で本場での売上げは上がっております。ただし、先ほど申しましたように入場者数は減少しております。こちらのほうにつきましては、通常、一般的に申しますと、5月、8月、12月の開催月につきましては入場者数が若干増加傾向にございますので、こちらのほうの開催日数の違いが影響しているのかなと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件については報告事項でありますので、ご了承願います。

「飯塚あかね工業団地（仮称）造成事業における土地造成に関する覚書の締結について」、報告を求めます。

○企業誘致推進課長

飯塚あかね工業団地（仮称）造成事業における土地造成に関する覚書につきまして、令和8年6月5日に締結いたしましたので、その趣旨及び内容等について報告いたします。

まず、本覚書の趣旨につきまして、先行売却地の開発方針を明文化し、今後、実施する双方の造成事業を円滑に行うためのものとなっております。また、今後、先行売却地における開発計画案策定後に、本市に影響がある事項、具体例で申しますと先行売却地開発者が整備する市有地内への排水路、境界などについて協議を行い、開発の詳細について取り決めた協定書を締結する予定としております。

本覚書の締結事項について説明いたします。資料1ページ目をお願いいたします。前文にありますとおり、本覚書は不動産売買契約と同様に、飯塚市、D I S T株式会社及び株式会社ドーケンの3者により締結しております。

令和8年3月に開催された本委員会において、締結相手として適切な相手とするよう意見を頂き、本市法律顧問にも確認をし、親子関係にある子会社であっても別の法人格を有する法人であることから締結相手として適切との回答を受けております。

第1条は、本覚書において株式会社ドーケンの開発方針を決定し、本覚書の条項に違反した場合は、飯塚市は契約解除及び買戻しを行うこととし、併せて、D I S T株式会社及び株式会社ドーケンは損害賠償責任を負うとの条項になっております。

第2条は、土地所有者であるD I S T株式会社が株式会社ドーケンの事業用地として開発行為を行うことを認める条項となっております。

第3条は、市と株式会社ドーケンは給水施設、排水施設、調整池を含む開発申請及び完了に必要な施設をおのおので整備することを定めた条項となっております。

第4条第1項は、株式会社ドーケンが福岡県へ開発申請を提出する期限を令和8年8月末までと定めたものです。

第2項では、開発申請案を令和8年6月末までに市へ提出する期限を設けたものです。

第3項では、株式会社ドーケンが福岡県へ開発申請を行う前に、市との協議を完了し、協定書を締結することを定めたものです。

第5条は、株式会社ドーケンの排水放流先を馬敷川とし、市有地内に株式会社ドーケンの排水路を整備することを市が認めるものです。

第2項は、株式会社ドーケンは市が指示する内容を十分に反映させることを定めたものです。

第3項は、株式会社ドーケンが市有地に整備する排水施設の整備費用は株式会社ドーケンが負担すると定めたものです。

第4項は、株式会社ドーケンが市有地に排水路を整備した後の維持、管理、補修について、株式会社ドーケンが行い、市は一切の責任を負わないことを定めたものです。

第5項は、株式会社ドーケンが市有地に整備する排水路敷地について、使用許可、賃貸借も

しくは売買の契約を締結することを定めたものです。

資料2ページをお願いいたします。第6条は、市が不動産売買契約の解除または買戻しを行った際は、株式会社ドーケンが市有地に整備した構造物を株式会社ドーケンが撤去し現状復旧を行い、撤去費用について株式会社ドーケンが負うと定めたものです。

第7条は、株式会社ドーケンが新工場設置に当たり、本市環境基本条例等の法令を遵守し、自然環境及び地域住民の生活環境の保全に努めることを定めたものです。

第8条は、株式会社ドーケンが新工場設置に当たり、地元企業と連携を図り、地域の振興に寄与するよう努めることを定めたものです。

第9条は、株式会社ドーケンが新工場設置開設に当たり、可能な限り地元雇用の優先に努めることを定めたものです。

第10条は、本覚書に記載のない事項や疑義が生じた場合は3者で誠意をもって協議し解決することを定めたものです。

資料3ページをお願いします。こちらの資料は株式会社ドーケンが新工場設置までのスケジュールを定めたものです。緑で着色したものは覚書締結時点で完了した事項、青で着色したものは覚書締結時点で実施している事項、黄色は覚書締結時点で今後実施していくものとなっております。

株式会社ドーケンの造成工事は令和8年11月から開始し、令和9年11月末に完了する予定となっております。その後、令和10年3月から新工場の建設工事を開始し、令和11年2月末に完成する予定となっております。また、その後、経営状況を鑑み増設等を検討しているものです。

不動産売買契約書第9条第2項に定める事業所等の使用開始期限は令和10年10月1日となり、現在の予定では5か月を超えるものとなりますが、本覚書のスケジュールでの整備であれば、契約解除及び買戻しは行わない方針としており、具体的な開発計画について、本市と株式会社ドーケンが協議し、協定書にその旨の記載を行い、締結するものとしています。

資料4ページ目をお願いします。こちらは覚書締結時点での完成計画図となっております。今月末までに提出される開発計画案において修正される可能性もありますが、製造工場と事務所棟を整備するものとなっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

この覚書の意義というか、地位をお尋ねします、契約書との関係で。

○企業誘致推進課長

当初の不動産の契約書におきまして明確にうたわれていなかった部分がありました。排水路の部分であったり、どちらがどう整備するとか、そういった不足をしていたもの、こちらを昨年度に当委員会等でご指摘を頂いたこと、こちらについてを明確にしていくこと。それと、今、本市のほうでも実施設計のほうを行っておりますが、こちらの計画が後ろに延びないために、それを約束をしていただくために結んだのが今回の覚書ということになっております。

○川上委員

これが効力を発揮するのはどういう場面で想定されますか。

○企業誘致推進課長

まず、効力についてでございますが、おのおのが今決定している事項を確実に履行していただく、これに対しての効力が発生いたします。この部分を履行できない場合は買戻しをするということにしておりますので、全体のスケジュールに影響を及ぼさないようにするためのものと受け止めております。

○川上委員

分かりにくかったかもしれませんが、これ自身が単独で法的な力を持つんですか。

○企業誘致推進課長

本覚書につきましては、策定時から市の顧問弁護士2人にもお話を伺いまして、効力のほうは有しているということは確認しております。

○川上委員

ですから、どういう場面でと言ったのは、民事の争いが生じたときにこの覚書は効能を発揮するということじゃないかと、法的な力としては。だから、民事の争いになる前は、単なる約束ごとということではないのかと心配したわけです。どうなんですか。

○企業誘致推進課長

最終的には民事の争い等になったときというのも当然でございますが、今回はそういうふうにならないために、もし履行できない場合は買戻しをするということは双方合意して決定をさせていただいて、締結をさせていただいておりますので、そういうふうな争いになる前に、私たちのほうはこの覚書の内容に沿って履行させていただくということで相手方ともお話をさせていただいております。

○川上委員

ちょっと確認ですけど、今、買戻しと言ったのは、買い戻す土地はどの土地のことを言うんですか。

○企業誘致推進課長

株式会社D I S Tが所有している、現在、先行売却をしている用地になります。

○川上委員

それは全体のことなんでしょう。16ヘクタールのことを言っているんでしょう。

○企業誘致推進課長

面積は6.3ヘクタールです。先行売却をしている用地となります。

○川上委員

数字が混乱したみたいですけど。

それで、内容なんですけど、第5条の5は、丙が甲所有地に排水施設を整備する土地について、甲と乙または丙の間で使用許可、賃貸借もしくは売買の契約を締結すると書いていますよね。3つ書いていますよね。どうして一つにまとまらなかったんですか。

○企業誘致推進課長

まず、方法論としてはこの3つがまずあるということで記載をさせていただいているものでございます。今後、株式会社ドーケンのほうから開発の計画が出されます。そのあと、市のほうと協議を行い、実施設計を踏まえて、最終的にどこの位置に排水施設が出来上がる、そうなった場合にはどういうふうな対応していくというのは今後の協定の中で決定をしていくことになりますので、現時点では方法論として、今、こういうふうな形で記載させていただいているところでございます。

○川上委員

甲と乙と丙の間で議論の食い違いがあったために、3つを並列で記載したということではないんですか。

○企業誘致推進課長

そういうことなく、今後決めていくため、まだ現時点で決まっていないということで、このいずれかの方法で解決していくということで記載をさせていただいております。

○川上委員

第6条で、甲が契約書の契約解除または買戻しを行った際は、丙が甲所有地に整備した構造物については、丙が撤去し、原状回復を行うものとし、その費用は丙が負担するというのは、

今言われた売却した土地全体のことについて言っているんですか。

○企業誘致推進課長

こちらで記載をしておりますのは、今後、整備していく排水路、そういった市の所有地内に整備したものということになります。

○川上委員

排水路の用地及び構造物のことを言っているんですね。そうすると、土地があります。雨が降ります。水は流さない。排水しないといけません。水路はありました。ところが、丙が撤退するときに、水路も壊して持って帰ります。原状復旧という場合は、水路がなくなる状態になるんじゃないんですか、その場合。そうすると、そこに降った雨水はどこに行ったらいいのかなあということにならないかと思ったわけです。その辺はどう考えているんですか。

○企業誘致推進課長

ここの記載につきましては、あくまでも契約の解除、または買戻しを行った場合でありまして、市のほうがそういうふうな判断をしてやった場合のことを記載しているものになります。当然ながら、先行売却地のほうで造成された物、当然、排水が必要になりますので、その部分はそのまま、排水施設だけを取り壊すということは、多分、そのままだと、売却とかそういった処分もできない状況になると思いますので、それは先行取得者のほうが検討されることであろうかとは思いますが、ここで記載しているのは、あくまでも市のほうが契約解除、または買戻しを行った場合の取扱いということになっております。

○川上委員

よく分かりませんでしたね。

ですから、排水施設は土地がある以上、絶対必要なんでしょう、誰の物であろうと。ドークンの土地であろうと、市が買戻しをして市の土地になったとしても、排水施設は要るわけでしょう。しかし、この第6条でいけば、市が買戻したときは、ドークンが排水路を全部撤去して原状回復ということは、更地にするというわけでしょう。そこに降った雨はどこに行くんですかということを心配したわけです。その時、また市として排水路を更地状態からもう1回税金で造るということなんですか。

○委員長

先行売却地のほうが先に開発するわけでしょう。市の方が工事にかかるのは後からになるわけでしょう。だから、今、先行取得している企業が先に開発すると。万が一しないときには、市が買戻しをして、それから計画を新たに立てるということでしょう。だから、そういう説明をしないと、もう出来上がったものとして判断されて質問されているからね。

○企業誘致推進課長

まず、こちらについては、時点がどのタイミングなのかということも当然あるかと思いますが、出来上がった後、そのあたりで買戻した後は、市の工業団地の一部としてまた活用していくことになりますので、そうなったときは、現在の開発、市のほうで開発する全体像を見直す必要も生じてくるかと思っております。

また、こういった状況状況での判断が難しい場合は、第10条のほうに記載しております、覚書に明確な記載のない疑義が生じた場合は、甲乙丙で誠意を持って協議をして解決をすることにしておりますので、最終的には全く無駄にならないような形の解決は目指していきたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件については、報告事項でありますので、ご了承願います。

「工事請負変更契約について」報告を求めます。

○農業土木課長

「工事請負変更契約について」ご報告いたします。資料「工事請負変更契約報告書」をお願いいたします。令和7年第5回定例会におきまして、契約締結のご報告をさせていただいておりました白門井堰（仮設工）改良工事につきまして、現契約金額7856万900円から577万6100円を増額いたしまして、変更契約金額8433万7千円としたもので、主な変更理由としましては遠賀川河川管理用道路の補修面積及び仮設道路の幅員の変更に伴うものでございます。

施工場所としましては資料2枚目にお示ししております、上三緒工業団地南側の遠賀川の河川域内になります。

資料3枚目をお願いいたします。変更理由の具体的な内容としまして、1つ目は白門井堰改良工事及び仮設道路の設置撤去工事において、図面左上の茶屋ノ元橋よりアスファルト舗装が設置された遠賀川河川管理用道路約500メートルを利用しており、大型車両による資材等の搬入搬出に伴う管理用道路の損傷補修について、仮設道路撤去後に遠賀川河川事務所と補修範囲の現地確認、協議を行った結果、当初想定しておりました破損箇所の補修面積が400平方メートルから1080平方メートルに増えたことによる262万円の増額。

資料4枚目をお願いいたします。2つ目の理由としましては、仮設道路総延長172.8メートルの内、河川堤頂部より河川底部につながる101.4メートルについて、別契約の白門井堰改良工事の受注者より有効幅員3メートルではラバー堰本体を設置するための50トン吊りラフタークレーンが作業位置まで安全に通行することが困難であるとの申出があり、協議を行った結果、当初の有効幅員3メートルから4メートルに拡張したことによる257万円の増額。

その他、各工種精査による58万6100円の増額変更を行ったものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

この工事請負変更契約報告書の主な変更理由のところに書いてあります、遠賀川河川事務所との協議は、いつ、こういったメンバーで行ったか、お尋ねします。

○農業土木課長

日付等については、今、資料を持ち合わせておりませんが、白門井堰改良事業を実施するに当たり、国土交通省九州地方整備局宛ての河川法第24条及び第26条の申請を行って、それをもって協議としております。

○川上委員

それは集まって協議をしたということじゃなくて、書面をやり取りしたということなんですか。

○農業土木課長

申請書を出す前に遠賀川河川事務所とうちのほうで協議を行いまして、協議が整った段階で第24条、第26条の申請を行っております。

○川上委員

日付は資料にないということなんだけど、何月ですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:45

再 開 13:46

委員会を再開いたします。

○農業土木課長

こちらの協議につきましては予算取りの関係もございましたので、令和５年度中から協議のほうを行っております。

○川上委員

令和５年度中から今回の工事請負変更契約を３年前から協議してきたということですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 １３：４７

再 開 １３：４７

委員会を再開いたします。

○農業土木課長

すいません、私がちょっと勘違いをしておりました。国土交通省のほうと協議いたしました日にちとしましては令和８年４月２７日に最終の協議を行っております。

○川上委員

こういうのは何課とするものですか。

○農業土木課長

遠賀川河川事務所の飯塚出張所と行っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。本件については、報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。